

## I 認定こども園の役割

|  |   |
|--|---|
| I-1 理念・基本方針                                |   |
| (1) 認定こども園の理念、事業の目的及び基本方針が周知されている。         |   |
| 評価結果                                       | ●認定こども園の理念、事業の目的及び基本方針が職員に共有化されている。   |
| ①<br>a                                     | <p>【判断基準】</p> <p>a) 認定こども園の理念、事業の目的及び基本方針が全職員に向けて明示されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 認定こども園の理念、事業の目的及び基本方針が全職員に向けて明示されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 認定こども園の理念、事業の目的及び基本方針が職員に向けて明示されていない。</p> |
| 【I-1 理念・基本方針の特記事項】                         |   |
| 保護者及び職員に向けての配布文章をわかりやすい表現の園長案として職員に提示している。 |   |

|                              |  |
|------------------------------|--|
| I-2 他機関との連携                  |  |
| (1) 他の機関・団体等と連携する体制が整えられている。 |  |
| 評価結果                         | ●他の機関・団体等との協力関係が適切に図られている。   |
| ①<br>c                       | <p>【判断基準】</p> <p>a) 保育・教育を実施する上で、福祉・医療関係、その他の機関・団体等と連携することの意義についての考え方が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 保育・教育を実施する上で、福祉・医療関係、その他の機関・団体等と連携することの意義についての考え方が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 保育・教育を実施する上で、福祉・医療関係、その他の機関・団体等と連携することの意義についての考え方が明文化されていない。</p> |
| 【I-2 事業計画の特記事項】              |  |

|                                     |   |
|-------------------------------------|---|
| I-3 認定こども園の社会的責任                    |   |
| (1) 地域社会における社会的な責任を図るための取り組みを行っている。 |   |
| 評価結果                                | ●認定こども園の専門機能等が地域で活用されるための取り組みをしている。   |
| ①<br>c                              | <p>【判断基準】</p> <p>a) こども園の持っている専門的な知識や能力を地域で活用するためのこども園としての方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) こども園の持っている専門的な知識や能力を地域で活用するためのこども園としての方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) こども園の持っている専門的な知識や能力を地域で活用するためのこども園としての方針が明文化されていない。</p> |

|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| (2) 保育の内容についての情報提供及び説明が適切に行われている。 |   |
| 評価結果                              | ●保育内容に関する情報の提供を行っている。   |
| ①<br>c                            | <p>【判断基準】</p> <p>a) 保育内容の情報提供に関するマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 保育内容の情報提供に関するマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 保育内容の情報提供に関するマニュアルが整備されていない。</p>          |
| 評価結果                              | ●保育・教育の実施にあたり、保護者等に説明し、同意を得ている。   |
| ②<br>c                            | <p>【判断基準】</p> <p>a) 重要事項等の説明に関するマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 重要事項等の説明に関するマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 重要事項等の説明に関するマニュアルが整備されていない。</p>             |
| (3) ボランティアの受け入れが適切に行われている。        |   |
| 評価結果                              | ●ボランティアの受け入れに関する基本的な考え方の共通認識が図られている。  |
| ①<br>c                            | <p>【判断基準】</p> <p>a) ボランティア受け入れに関するマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) ボランティア受け入れに関するマニュアル整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) ボランティア受け入れに関するマニュアルが整備されていない。</p>        |
| (4) 実習・体験学習の受け入れが適切に行われている。       |   |
| 評価結果                              | ●実習・体験学習の受け入れが適切に行われている。  |
| ①<br>c                            | <p>【判断基準】</p> <p>a) 実習・体験学習の受け入れに関するマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 実習・体験学習の受け入れに関するマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 実習・体験学習の受け入れに関するマニュアルが整備されていない。</p> |
| 【 I-3 認定こども園の社会的責任】               |   |

## Ⅱ 認定こども園の運営

| Ⅱ-1 事業計画                    |  |
|-----------------------------|--|
| (1) 保育の質の向上に向けた事業計画を策定している。 |  |
| 評価結果                        | ●保育の質の向上を目的とした中・長期的な計画が策定されている。  |
| ①<br>c                      | <b>【判断基準】</b><br>a) 中・長期計画についての考え方が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。<br>b) 中・長期計画についての考え方が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。<br><b>c) 中・長期計画についての考え方が明文化されていない。</b> |
| 【Ⅱ-1 事業計画の特記事項】             |  |

| Ⅱ-2 体制及び責任  |   |
|---|---|
| (1) こども園の運営が適切に行われている。                            |   |
| 評価結果  | ●認定こども園内の組織について職制・職務分掌を明確にしている。   |
| ①<br>b  | <b>【判断基準】</b><br>a) 職制・職務分掌についての考え方が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。<br><b>b) 職制・職務分掌についての考え方が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</b><br>c) 職制・職務分掌についての考え方が明文化されていない。 |
| 評価結果  | ●職務の引き継ぎが適切に行われている。   |
| ②<br>c  | <b>【判断基準】</b><br>a) 引き継ぎについてこども園の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。<br>b) 引き継ぎについてこども園の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。<br><b>c) 引き継ぎについてこども園の方針が明文化されていない。</b> |
| (2) 施設長の責任が明確にされている。                              |   |
| 評価結果  | ●専門職としての施設長の責務が明示され、説明されている。  |
| ①<br>b  | <b>【判断基準】</b><br>a) 施設長の責務が明文化されており、職員への共通認識を図る場が設けられている。<br><b>b) 施設長の責務が明文化されているが、職員への共通認識を図る場が設けられていない。</b><br>c) 施設長の責務が明文化されていない。                          |
| 【Ⅱ-2 体制及び責任の特記事項】<br>キャリアパス計画書のなかに職員の職務内容を明示している。 |   |

| II-3 公益性に基づいた経営と人材確保           |  |
|--------------------------------|--|
| (1) 公益性に基づいた経営を人材確保に適切に対応している。 |  |
| 評価結果                           | ●公益性に基づいた経営状況を分析して改善課題を発見する取り組みを行っている。   |
| ①<br>c                         | <p>【判断基準】</p> <p>a) 公益性に基づいた経営状況を分析するための方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 公益性に基づいた経営状況を分析するための方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場は設けられていない。</p> <p>c) 公益性に基づいた経営状況を分析するための方針が明文化されていない。</p>                |
| 評価結果                           | ●公益性を担保するための人材の確保及び定着に対する取り組みを行っている。   |
| ②<br>c                         | <p>【判断基準】</p> <p>a) 公益性を担保するための人材の確保及び定着に関する考え方が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 公益性を担保するための人材の確保及び定着に関する考え方が明文化されているが、職員の共通認識を図る場は設けられていない。</p> <p>c) 公益性を担保するための人材の確保及び定着に関する考え方が明文化されていない。</p> |
| 【II-3 公益性に基づいた経営と人材確保の特記事項】    |  |

| II-4 人事管理              |   |
|------------------------|---|
| (1) 人事管理の体制が整備されている。   |   |
| 評価結果                   | ●人事考課が明確かつ客観的な基準により行われている。  |
| ①<br>c                 | <p>【判断基準】</p> <p>a) 人事考課の基準についての考え方が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 人事考課の基準についての考え方が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 人事考課の基準についての考え方が明文化されていない。</p>    |
| (2) 職員の就業環境に配慮がなされている。 |   |
| 評価結果                   | ●職員の就業環境や意向を把握し職員をサポートする仕組みが構築されている。  |
| ①<br>c                 | <p>【判断基準】</p> <p>a) 職員の就業環境を把握するマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 職員の就業環境を把握するマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 職員の就業環境を把握するマニュアルが整備されていない。</p> |

|  |      |  |
|--|------|--|
| ②  | 評価結果 | ●上司・同僚によるハラスメントに関する体制が構築されている。   |
|  | b    | <b>【判断基準】</b><br>a) 上司・同僚によるハラスメントに関するマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。<br><b>b) 上司・同僚によるハラスメントに関するマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</b><br>c) 上司・同僚によるハラスメントに関するマニュアルが整備されていない。 |
| ③  | 評価結果 | ●福利厚生事業に取り組んでいる。   |
|  | a    | <b>【判断基準】</b><br><b>a) 職員の福利厚生に関する方針が明示されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</b><br>b) 職員の福利厚生に関する方針が明示されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。<br>c) 職員の福利厚生に関する方針が明示されていない。                               |
| (3) 職員の研修体制が確立している。  |      |  |
| ①  | 評価結果 | ●職員の資質向上に関する目標を設定している。   |
|  | c    | <b>【判断基準】</b><br>a) 研修の意義が明文化されており、職員に共通認識を図る場が設けられている。<br>b) 研修の意義が明文化されているが、職員に共通認識を図る場が設けられていない。<br><b>c) 研修の意義が明文化されていない。</b>  |
| ②  | 評価結果 | ●職員の研修ニーズに基づく研修計画を策定している。  |
|  | b    | <b>【判断基準】</b><br>a) 職員の研修参加に対する考え方が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている<br><b>b) 職員の研修参加に対する考え方が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない</b><br>c) 職員の研修参加に対する考え方が明文化されていない。                           |
| <b>【Ⅱ-4 人事管理の特記事項】</b><br>年間目標シートにより、職員の意向を確認し年1回個別面談を行っている。 |      |  |

### Ⅲ 保育の内容

| Ⅲ-1 子どもの権利擁護        |  |
|---------------------|--|
| (1) 子どもの人権に配慮している。  |  |
| 評価結果                | ●子どもの最善の利益について共通認識を図る体制ができています。  |
| ①<br>c              | <p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもの最善の利益を擁護することへの方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 子どもの最善の利益を擁護することへの方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) <b>子どもの最善の利益を擁護することへの方針が明文化されていない。</b></p>                         |
| 評価結果                | ●不適切な関わりを防止するための取り組みを行っている。  |
| ②<br>c              | <p>【判断基準】</p> <p>a) 不適切な関わりを防止するためのマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 不適切な関わりを防止するためのマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) <b>不適切な関わりを防止するためのマニュアルが整備されていない。</b></p>                            |
| 評価結果                | ●こども園内虐待等（拘束、暴言、暴力、無視、放置等）に備えた対応方法が定められている。  |
| ③<br>c              | <p>【判断基準】</p> <p>a) こども園内における虐待等についての防止マニュアルが整備されており、職員への共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) こども園内における虐待等についての防止マニュアルが整備されているが、職員への共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) <b>こども園内における虐待等についての防止マニュアルが整備されていない。</b></p>              |
| (2) 子どもの自尊心に配慮している。 |  |
| 評価結果                | ●基本的な生活習慣や生理現象に関して、子どもの心を傷つけないよう配慮している。  |
| ①<br>c              | <p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもの心を傷つける言動とは何かについてのこども園の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 子どもの心を傷つける言動とは何かについてのこども園の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) <b>子どもの心を傷つける言動とは何かについてのこども園の方針が明文化されていない。</b></p> |

|                              |  |
|------------------------------|--|
| (3) プライバシーに配慮したこども園運営を行っている。 |  |
| 評価結果                         | ●プライバシーの保護が適切に行われる体制ができています。   |
| ①<br>c                       | <p>【判断基準】</p> <p>a) プライバシー保護や守秘義務に関し、子どもや保護者等の情報の取り扱いに関するマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) プライバシー保護や守秘義務に関し、子どもや保護者等の情報の取り扱いに関するマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) プライバシー保護や守秘義務に関し、子どもや保護者等の情報の取り扱いに関するマニュアルが整備されていない。</p> |
| (4) 苦情解決ができる体制が適切である。        |  |
| 評価結果                         | ●保護者からの苦情解決についての運用体制ができています。   |
| ①<br>a                       | <p>【判断基準】</p> <p>a) 苦情解決の運用についてのマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 苦情解決の運用についてのマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 苦情解決の運用についてのマニュアルが整備されていない。</p>  |
| 【Ⅲ-1 子どもの権利擁護の特記事項】          |  |

|                          |   |
|--------------------------|---|
| Ⅲ-2 養護に関わるねらい及び内容        |   |
| (1) 『生命の保持』に関する援助が適切である。 |   |
| 評価結果                     | ●『生命の保持』に関する援助が適切に行われている。   |
| ①<br>a                   | <p>【判断基準】</p> <p>a) 『生命の保持』に関する援助の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 『生命の保持』に関する援助の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 『生命の保持』に関する援助の方針が明文化されていない。</p>                               |
| (2) 『情緒の安定』に関する援助が適切である。 |   |
| 評価結果                     | ●子どもの『情緒の安定』を図るための援助が適切に行われている。   |
| ①<br>a                   | <p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもの『情緒の安定』を図ることにに関する援助の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 子どもの『情緒の安定』を図ることにに関する援助の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 子どもの『情緒の安定』を図ることにに関する援助の方針が明文化されていない。</p> |

|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| (3) 子どもが心地よく過ごすことのできる生活環境に配慮している。 |   |
| 評価結果                              | ●子どもが心地よく落ち着いて生活できるような環境づくりの取り組みを行っている。   |
| ①                                 | <p><b>【判断基準】</b></p> <p>a) 子どもが心地よく過ごすことができる保育の環境づくりについての方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 子どもが心地よく過ごすことができる保育の環境づくりについての方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 子どもが心地よく過ごすことができる保育の環境づくりについての方針が明文化されていない。</p>    |
| (4) 食事の援助が適切である。                  |   |
| 評価結果                              | ●職員間の連携を図り、給食内容の向上などに努めている。   |
| ①                                 | <p><b>【判断基準】</b></p> <p>a) 給食に関する援助の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 給食に関する援助の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 給食に関する援助の方針が明文化されていない。</p>   |
| 評価結果                              | ●子ども一人ひとりの状況に応じた食事に配慮している。  |
| ②                                 | <p><b>【判断基準】</b></p> <p>a) 子ども一人ひとりの状況に配慮した食事のあり方についてこども園の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 子ども一人ひとりの状況に配慮した食事のあり方についてこども園の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 子ども一人ひとりの状況に配慮した食事のあり方についてこども園の方針が明文化されていない。</p> |
| (5) 排泄の援助が適切である。                  |   |
| 評価結果                              | ●子どもに対する排泄の援助が適切に行われている。  |
| ①                                 | <p><b>【判断基準】</b></p> <p>a) 排泄の援助についてこども園の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 排泄の援助についてこども園の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 排泄の援助についてこども園の方針が明文化されていない。</p>  |
| (6) 子どもの睡眠に関する援助が適切に行われている。       |   |
| 評価結果                              | ●子どもの睡眠に関する環境づくりに配慮している。  |
| ①                                 | <p><b>【判断基準】</b></p> <p>a) 睡眠に関する援助の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 睡眠に関する援助の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 睡眠に関する援助の方針が明文化されていない。</p>   |

## 【Ⅲ-2 養護に関わるねらい及び内容に関する特記事項】

以前は、ホールで昼食をとっていたがコロナ禍でクラス別に変更している。新入園児アレルギー対応一覧表を作成している。

## Ⅲ-3 教育に関わるねらい及び内容

(1) 子どもの『健康』に関する援助が適切である。

|   |      |  |
|---|------|--|
| ① | 評価結果 | ●『健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う』ための援助が適切である。  |
|   | a    | <b>【判断基準】</b><br>a) 健康に関する援助についての方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。<br>b) 健康に関する援助についての方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。<br>c) 健康に関する援助についての方針が明文化されていない。 |

(2) 『人間関係』に関する支援が適切である。

|   |      |  |
|---|------|--|
| ① | 評価結果 | ●『自立心を育て、人と関わる力を養う』ための支援が適切に行われている。  |
|   | a    | <b>【判断基準】</b><br>a) 人間関係に関する支援の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。<br>b) 人間関係に関する支援の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。<br>c) 人間関係に関する支援の方針が明文化されていない。 |

(3) 『環境』に関する支援が適切に行われている。

|   |      |  |
|---|------|--|
| ① | 評価結果 | ●『周囲の様々な環境に好奇心や探求心をもって関わる』ことができるような援助が適切に行われている。   |
|   | a    | <b>【判断基準】</b><br>a) 環境に関する支援の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。<br>b) 環境に関する支援の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。<br>c) 環境に関する支援の方針が明文化されていない。 |

(4) 『言葉』に関する援助が適切に行われている。

|   |      |  |
|---|------|--|
| ① | 評価結果 | ●『言葉』に関する援助が適切に行われている。   |
|   | a    | <b>【判断基準】</b><br>a) 『言葉』に関する援助の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。<br>b) 『言葉』に関する援助の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。<br>c) 『言葉』に関する援助の方針が明文化されていない。 |

|  |  |
|--|--|
| (5) 『表現』に関する援助が適切である。                                      |  |
| 評価結果   | ●『表現』に関する援助が適切に行われている。   |
| ①<br>a   | <b>【判断基準】</b><br>a) 『表現』に関する援助の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。<br>b) 『表現』に関する援助の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。<br>c) 『表現』に関する援助の方針が明文化されていない。 |
| <b>【Ⅲ-3 教育に関わるねらい及び内容に関する特記事項】</b><br>BABYマッサージや体操を実施している。 |  |

|                             |  |
|-----------------------------|--|
| Ⅲ-4 保育の実施上の配慮事項             |  |
| (1) 子ども一人ひとりの状況や意向を尊重している。  |  |
| 評価結果                        | ●子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。  |
| ①<br>a                      | <b>【判断基準】</b><br>a) 子ども一人ひとりの気持ちや状況を受容するためのこども園の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。<br>b) 子ども一人ひとりの気持ちや状況を受容するためのこども園の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。<br>c) 子ども一人ひとりの気持ちや状況を受容するためのこども園の方針が明文化されていない。    |
| 評価結果                        | ●子どもの主体性を育てるための配慮を行っている。   |
| ②<br>a                      | <b>【判断基準】</b><br>a) 子どもの主体性を育てるための支援のあり方についてこども園の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。<br>b) 子どもの主体性を育てるための支援のあり方についてこども園の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。<br>c) 子どもの主体性を育てるための支援のあり方についてこども園の方針が明文化されていない。 |
| (2) 子どもの社会性を育てるための援助が適切である。 |  |
| 評価結果                        | ●子どもの社会性を育てるための配慮を行っている。   |
| ①<br>a                      | <b>【判断基準】</b><br>a) 子どもの社会性を育てるための支援のあり方についてこども園の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。<br>b) 子どもの社会性を育てるための支援のあり方についてこども園の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。<br>c) 子どもの社会性を育てるための支援のあり方についてこども園の方針が明文化されていない。 |

|                          |   |
|--------------------------|---|
| (3) 性差への配慮をしている。         |   |
| ①                        | <p>評価結果 ●性差の先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないような援助を行っている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもに対して性差に基づいた不適切な関わりを防止するためのこども園の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>c) 子どもに対して性差に基づいた不適切な関わりを防止するためのこども園の方針が明文化されていない。</p> |
| ②                        | <p>評価結果 ●トランスジェンダーに関する考え方が受容されている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) トランスジェンダーに関する考え方が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>c) トランスジェンダーに関する考え方が明文化されていない。</p>   |
| (4) 国籍や文化の違いに対する配慮をしている。 |   |
| ①                        | <p>評価結果 ●国籍や文化の違いに配慮した援助を行っている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもの国籍や文化による生活習慣の違いに対する支援のあり方についてこども園の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>c) 子どもの国籍や文化による生活習慣の違いに対する支援のあり方についてこども園の方針が明文化されていない。</p>            |
| (5) 乳児保育の実施が適切である。       |   |
| ①                        | <p>評価結果 ●乳児保育のための環境が整備されている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 乳児の安全と衛生への配慮についてのマニュアルを整備し、関係する職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>c) 乳児の安全と衛生への配慮についてのマニュアルが整備されていない。</p>   |

|  |      |   |
|--|------|---|
| ②  | 評価結果 | ●乳児保育のための個別援助計画が適切に作成されている。   |
|  | c    | <p>【判断基準】</p> <p>a) 乳児一人ひとりに対する個別援助計画の策定マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 乳児一人ひとりに対する個別援助計画の策定マニュアルが整備されているが、関係する職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 乳児一人ひとりに対する個別援助計画の策定マニュアルが整備されていない。</p> |
| <p>【Ⅲ-4 保育の実施上の配慮事項】</p> <p>数ヶ国語で作成された案内図を玄関に掲示している。</p> |      |   |

|                           |      |   |
|---------------------------|------|---|
| Ⅲ-5 障害のある子どもの保育           |      |   |
| (1) 障害のある子どもの保育の実施が適切である。 |      |   |
| ①                         | 評価結果 | ●障害のある子どもの保育のための個別援助計画が適切に策定されている。  |
|                           | c    | <p>【判断基準】</p> <p>a) 障害等、特別な援助・支援を必要とする子ども一人ひとりに対する個別援助計画の策定マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 障害等、特別な援助・支援を必要とする子ども一人ひとりに対する個別援助計画の策定マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 障害等、特別な援助・支援を必要とする子ども一人ひとりに対する個別援助計画の策定マニュアルが整備されていない。</p>  |
| ②                         | 評価結果 | ●専門機関・関係機関と連携した個別支援計画が適切に策定されている。   |
|                           | c    | <p>【判断基準】</p> <p>a) 個別援助計画の策定にあたって、家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う専門機関・関係機関との連携に関するマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 個別援助計画の策定にあたって、家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う専門機関・関係機関との連携に関するマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 個別援助計画の策定にあたって、家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う専門機関・関係機関との連携に関するマニュアルが整備されていない。</p> |
| 【Ⅲ-5 障害のある子どもの保育の特記事項】    |      |   |

## IV 教育・保育の計画及び評価

| IV-1 教育・保育課程及び指導計画の管理体制  |  |
|--|--|
| (1) 教育・保育課程及び指導計画に関する責任体制が明確である。                               |  |
| ①  | <p>評価結果 ●教育・保育課程及び指導計画の作成、実施において責任者が定められている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 教育・保育課程及び指導計画の策定に関する責任体制の考え方が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 教育・保育課程及び指導計画の策定に関する責任体制の考え方が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 教育・保育課程及び指導計画の策定に関する責任体制の考え方が明文化されていない。</p> |
| ②  | <p>評価結果 ●教育・保育課程及び指導計画の作成・変更に対応する体制が整備されている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 教育・保育課程及び指導計画の作成及び変更に関するマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 教育・保育課程及び指導計画の作成及び変更に関するマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 教育・保育課程及び指導計画の作成及び変更に関するマニュアルが整備されていない。</p> |
| <p>【IV-1 教育・保育の計画及び評価の特記事項】</p> <p>保育計画は各クラスで目立つ場所に掲示している。</p> |  |

| IV-2 教育・保育課程及び指導計画の策定   |   |
|---|---|
| (1) 子ども一人ひとりの実態に即した指導計画が策定されている。  |   |
| ①   | <p>評価結果 ●子どもの情報（事実）を把握している。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 家庭調査票等の様式が整備され、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 家庭調査票等の様式が整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 家庭調査票等の様式が整備されていない。</p>  |
| ②   | <p>評価結果 ●子どもの個別性に配慮した指導計画となっている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 3歳以上の子どもの指導計画に個別性を配慮する考え方が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 3歳以上の子どもの指導計画に個別性を配慮する意義や方法についての考え方が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 3歳以上の子どもの指導計画に個別性を配慮する意義や方法についての考え方が明文化されていない。</p> |
| <p>【IV-2 教育・保育課程及び指導計画の策定の特記事項】</p> <p>データベースにより、個別支援計画の作成や保護者への情報提供を行っている。</p> |   |

| IV-3 教育・保育の実施  |  |
|--|--|
| (1) 教育・保育の実施にあたり、記録化と話し合いが適切に行われている。   |  |
| 評価結果   | ●教育・保育の実施に関わる記録が整備されている。   |
| ①<br>c   | <p>【判断基準】</p> <p>a) 教育・保育の実施記録のあり方についてこども園の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 教育・保育の実施記録のあり方についてこども園の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 教育・保育の実施記録のあり方についてこども園の方針が明文化されていない。</p> |
| 評価結果   | ●会議内容について職員の共通認識を図る体制が整備されている。   |
| ②<br>c   | <p>【判断基準】</p> <p>a) 会議の持ち方・あり方についてのマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 会議の持ち方・あり方についてのマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 会議の持ち方・あり方についてのマニュアルが整備されていない。</p>                   |
| (2) 教育・保育の実施にあたり各種マニュアルの見直しが行われている。  |  |
| 評価結果   | ●教育・保育の実施にあたり、各種マニュアル類（明文化された方針等を含む）は検証・見直しがされている。   |
| ①<br>c   | <p>【判断基準】</p> <p>a) マニュアル類のあり方についての基本的な考え方が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) マニュアル類のあり方についての基本的な考え方が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) マニュアル類のあり方についての基本的な考え方が明文化されていない。</p>          |
| <p>【IV-3 教育・保育の実施の特記事項】</p> <p>職員会議のほかリーダー会議や週会議が定期的実施されている。新たな情報などは全員に資料配付や回覧を行い、その際には確認漏れがないよう職員氏名にチェックを入れている。</p> |  |

| IV-4 教育・保育課程及び指導計画の評価・変更                    |  |
|---|--|
| (1) 保育の内容を評価し、その結果により、教育・保育課程及び指導計画を見直している。 |  |
| 評価結果  | ●指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を見直している。  |
| ①<br>c                                      | <p>【判断基準】</p> <p>a) 教育・保育課程及び指導計画策定マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 教育・保育課程及び指導計画策定マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 教育・保育課程及び指導計画策定マニュアルが整備されていない。</p> |
| <p>【IV-4 教育・保育課程及び指導計画の評価・変更の特記事項】</p>      |  |

| IV-5 教育・保育の内容等の自己評価             |   |
|---------------------------------|---|
| (1) 教育・保育の内容等の自己評価が適切に行われている。   |   |
| 評価結果                            | ●教育・保育内容の自己評価の体制が整備されている。   |
| ①<br>c                          | <p>【判断基準】</p> <p>a) 教育・保育内容の自己評価マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 教育・保育内容の自己評価マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 教育・保育内容の自己評価マニュアルが整備されていない。</p> |
| 【IV-5 教育・保育課程及び指導計画の評価・変更の特記事項】 |   |

## V 健康及び安全

| V-1 健康管理            |  |
|---------------------|--|
| (1) 健康管理が適切に行われている。 |  |
| 評価結果                | ●子どもの健康管理に関する『保健計画』が適切である。   |
| ①<br>c              | <p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもの健康管理に関する『保健計画』の策定マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 子どもの健康管理に関する『保健計画』の策定マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 子どもの健康管理に関する『保健計画』の策定マニュアルが整備されていない。</p> |
| 評価結果                | ●アレルギー疾患をもつ子どもに対しては、適切な対応を行っている。   |
| ②<br>c              | <p>【判断基準】</p> <p>a) アレルギーをもつ子どもへの対応マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) アレルギーをもつ子どもへの対応マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) アレルギーをもつ子どもへの対応マニュアルが整備されていない。</p>                   |
| (2) 与薬の体制が適切である。    |  |
| 評価結果                | ●与薬が適切に行われるような体制になっている。  |
| ①<br>b              | <p>【判断基準】</p> <p>a) 与薬マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 与薬マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 与薬マニュアルが整備されていない。</p>  |

## 【V-1 健康管理の特記事項】

常勤看護師が年間保健計画を作成し、計画に沿って健康観察や「ほけんだより」を発行し、保護者等に配布している。食物アレルギー「症状チェックシート」をわかりやすく作成し、園内各所に掲示している。

## V-2 安全管理

(1) 事故防止・防犯のための取り組みを行っている。

|   |      |  |
|---|------|--|
| ① | 評価結果 | ●事故防止のための体制が適切である。   |
|   | b    | 【判断基準】<br>a) 事故防止マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。<br>b) 事故防止マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。<br>c) 事故防止マニュアルが整備されていない。 |
| ② | 評価結果 | ●防犯のための体制が適切である。   |
|   | b    | 【判断基準】<br>a) 防犯マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。<br>b) 防犯マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。<br>c) 防犯マニュアルが整備されていない。       |
| ③ | 評価結果 | ●災害に適切に対応できるマニュアルがあり、職員の共通認識が図られている。   |
|   | b    | 【判断基準】<br>a) 防災マニュアルを整備しており、職員の共通認識を図る場が設けられている。<br>b) 防災マニュアルを整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。<br>c) 防災マニュアルが整備されていない。        |

## 【V-2 安全管理の特記事項】

年1回外部講師による「不審者侵入時訓練」を実施している。保護者に向けて緊急時一斉通信が実施できるシステムを導入している。

## V-3 衛生管理・感染症対策

(1) 衛生管理ならびに感染症対策が適切に行われている。

|   |      |  |
|---|------|--|
| ① | 評価結果 | ●衛生管理マニュアルを整備し、職員の共通認識が図られている。   |
|   | a    | 【判断基準】<br>a) 衛生管理マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。<br>b) 衛生管理マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。<br>c) 衛生管理マニュアルが整備されていない。 |
| ② | 評価結果 | ●感染症への対応は適切である。  |
|   | b    | 【判断基準】<br>a) 感染症マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。<br>b) 感染症マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。<br>c) 感染症マニュアルが整備されていない。    |

|   |      |   |
|---|------|---|
| ③   | 評価結果 | ●食中毒等への対応は適切である。  |
|   | b    | <b>【判断基準】</b><br>a) 食中毒対応マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。<br><b>b) 食中毒対応マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</b><br>c) 食中毒対応マニュアルが整備されていない。 |
| <b>【V-3 衛生管理・感染症対策の特記事項】</b><br>年1回汚染物の処理の仕方について、 <b>実地研修</b> を行っている。 |      |   |

|  |      |   |
|--|------|---|
| V-4 食育   |      |   |
| (1) 食育が適切に行われている。  |      |   |
| ①  | 評価結果 | ●食育に関する計画が適切である。  |
|  | c    | <b>【判断基準】</b><br>a) 『食育の計画』についての考え方が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。<br>b) 『食育の計画』についての考え方が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。<br><b>c) 『食育の計画』についての考え方が明文化されていない。</b>                         |
| ②  | 評価結果 | ●食事を楽しくおいしく食べるための工夫をしている。   |
|  | c    | <b>【判断基準】</b><br>a) 給食を「楽しくおいしく食べる」とは何かの考え方が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。<br>b) 給食を「楽しくおいしく食べる」とは何かの考え方が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。<br><b>c) 給食を「楽しくおいしく食べる」とは何かの考え方が明文化されていない。</b> |
| <b>【V-4 食育の特記事項】</b><br>自家製の野菜を育て給食に使うなどの食育を行っている。厨房の前にその日の昼食のサンプルが入ったガラスケースとひらがなでメニューが書かれたボードが置かれている。 |      |   |

## VI 保護者に対する支援

|                          |      |   |
|--------------------------|------|---|
| VI-1 保護者への子育て支援・保護者との協力  |      |   |
| (1) 保護者との協力関係が適切に図られている。 |      |   |
| ①                        | 評価結果 | ●保護者との協力体制が適切である。   |
|                          | a    | <b>【判断基準】</b><br><b>a) 保護者との協力体制に関するマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</b><br>b) 保護者との協力体制に関するマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。<br>c) 保護者との協力体制に関するマニュアルが整備されていない。 |

## 【VI-1 保護者に対する支援の特記事項】

年1回保護者向けアンケートを実施している。

## VI-2 子育て支援（相談対応）

## (1) 保護者の育児支援を行っている。

|   |      |   |
|---|------|---|
| ① | 評価結果 | ●保護者の育児支援を行っている。  |
|   | a    | <p>【判断基準】</p> <p>a) 保護者からの相談に対応するためのマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 保護者からの相談に対応するためのマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 保護者からの相談に対応するためのマニュアルが整備されていない。</p> |

## (2) 地域の子育て支援を行っている。

|   |      |   |
|---|------|---|
| ① | 評価結果 | ●地域の子育て家庭を対象とする子育て支援のための取り組みを行っている。   |
|   | c    | <p>【判断基準】</p> <p>a) 地域の子育て支援のためのマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場を設けられている。</p> <p>b) 地域の子育て支援のためのマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場を設けられていない。</p> <p>c) 地域の子育て支援のためのマニュアルが整備されていない。</p> |

## (3) 虐待を受けていると疑われる子どもへの対応を行っている。

|   |      |   |
|---|------|---|
| ① | 評価結果 | ●虐待を受けていると疑われる子どもに対して、的確かつ早期に対応できる体制になっている。   |
|   | c    | <p>【判断基準】</p> <p>a) 虐待が疑われる子どもへの対応マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 虐待が疑われる子どもへの対応マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 虐待が疑われる子どもへの対応マニュアルが整備されていない。</p> |

## 【VII-2 子育て支援（相談対応の特記事項）】

地域の児童館や保健センター、地域住民が利用する医療機関などに毎月おたよりを配布している。